

組合員の皆さまへ

令和3年度被保険者証の送付について

本年度の保険証更新は新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため

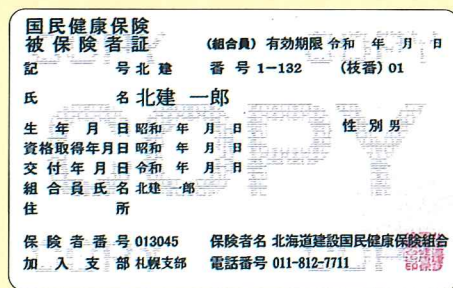
各組合員へ保険証を郵送します

本年度の資格確認は行いませんので提出いただく書類はありません

保険証は4月末までに順次発送します

現在お使いの保険証は4月30日まで有効です

- ◆ 保険証はレターパックで送付します。
配達時に不在の場合は「ご不在連絡票」が投函されますので確認のうえ郵便局にお問合せ下さい。
 - ◆ 保険証は住所確認のため、保険証に記載されている場所以外には配達されません。
現在、住所変更されて未届けの場合は、早急に住所変更手続きをして下さい。
 - ◆ 郵便局での保管期間が過ぎた保険証は組合に返送されます。
再度発送の場合はお手元に届くまでお時間がかかる場合があります。
- 4月分の保険料は3月末までに納入して下さい。
保険料を滞納している方への保険証発送は納入確認後になります。



●今年の保険証は紫色です



●住所変更、家族の増減がある場合は手続きが必要です●

特に、今年は保険証を郵送するため、住所変更をされている方は早めのお手続きをお願いします。

住所変更の手続き

世帯全員の住民票(個人番号記載)と印鑑

※郵送での手続きも可能です。郵送の場合は事前にご記入いただく書類をお送りしますので、当組合までご連絡下さい。

家族の増減、住所変更などの個人番号(マイナンバー)が必要な手続きには身元確認のため、免許証などの顔写真付きの書類が必要になります。

本人以外の手続き(事業所、社労士、配偶者以外の家族)には委任状と窓口に来られる方の身元確認書類が必要となります。

扶養者増減の手続き

《増の場合》

組合員との続柄、世帯主、筆頭者、個人番号が記載されている世帯全員の住民票(記載省略のものは受付できません)と印鑑と以前加入していた健康保険の脱退証明書

《減の場合》

すでに他の健康保険に加入されている方は健康保険証の写し(取得日の確認)と組合員本人と脱退される方の個人番号(マイナンバー)通知カードのコピーと印鑑